

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【四半期会計期間】	第47期第3四半期（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	ユアサ・フナシヨク株式会社
【英訳名】	YUASA FUNASHOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 諸澤 隆芳
【本店の所在の場所】	千葉県船橋市宮本四丁目18番6号
【電話番号】	(047)433-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 黒坂 幸夫
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市宮本四丁目18番6号
【電話番号】	(047)433-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 黒坂 幸夫
【縦覧に供する場所】	ユアサ・フナシヨク(株)東京支店 (東京都墨田区横網一丁目2番28号) ユアサ・フナシヨク(株)横浜支店 (神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目24番8号) ユアサ・フナシヨク(株)埼玉支店 (埼玉県熊谷市大字万吉字夏目3703番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結累計期間	第46期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	80,068	82,998	105,148
経常利益 (百万円)	1,496	1,615	2,041
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	981	908	1,367
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,156	1,472	2,384
純資産額 (百万円)	29,034	30,281	29,262
総資産額 (百万円)	55,788	57,605	53,289
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	218.21	202.10	304.15
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.32	51.86	54.15
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,237	1,402	2,060
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	188	115	56
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	614	807	861
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	6,721	7,907	7,427

回次	第46期 第3四半期 連結会計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	108.50	54.68

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第46期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における日本経済は、政府の各種政策を背景に企業業績や雇用環境が緩やかな回復を続けましたが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などにより、景気の先行きは不透明な状況にありました。

食品流通業界におきましては、個人消費が伸び悩むなか、消費者の低価格志向は継続しており、企業間競争は一段と厳しい状況が続きました。

ビジネスホテル業界におきましては、訪日外国人の増加に伴う宿泊需要や国内の観光需要に支えられ引き続き順調に推移しましたが、都心部においては競合するホテルの開業が相次ぐ状況にありました。

このような状況のなかで、当社グループは引き続き、地域に密着した営業を展開するとともに、商事部門では新規取引の開拓、物流の効率化、ホテル部門では客室のリニューアルなどを行ってまいりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は829億98百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は14億56百万円（前年同期比13.3%増）、経常利益は16億15百万円（前年同期比8.0%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、昨年閉鎖したパールプラザ建物（千葉県船橋市）の取り壊しを決定したことなどに係る減損損失2億59百万円を計上したことなどにより9億8百万円（前年同期比7.4%減）となりました。

セグメントの概況

商事部門

商事部門につきましては、消費者の節約志向が継続するなか、販売競争は一段と厳しいものとなりましたが、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。また、年末需要もあり各部門とも順調に推移しました。

部門別の売上高は、食品では、酒類が減収となりましたが、加工食品、砂糖、冷凍・チルド商品、菓子がいずれも順調に推移したことにより増収となりました。業務用商品では、小麦粉は販売数量が増加したものの販売価格の低下により減収となりましたが、澱粉、油脂、業務用食材などがいずれも堅調に推移したことにより増収となりました。飼料畜産では、飼料は養豚、養鶏の生産者向けの販売数量が低調に推移しましたが、畜産は食肉の販売数量の増加、販売価格が高値に推移したことなどにより増収となりました。米穀では、米価格が高値に推移するなか、玄米販売が低調に推移しましたが、家庭用精米の販売数量が堅調に推移したことにより増収となりました。

その結果、商事部門の売上高は794億40百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益は10億9百万円（前年同期比22.6%増）となりました。

ホテル部門

ホテル部門につきましては、都心部においては、競合ホテルの新規出店などにより客室単価は前年同期並みとなりましたが、引き続き増加する訪日外国人客の取込みに加え、国内の団体客、観光利用客、一般利用客も堅調に推移しました。

その結果、ホテル部門の売上高は30億17百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は5億83百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

不動産部門

不動産部門につきましては、賃貸料収入として一部物件の解約に伴い、売上高は5億40百万円（前年同期比4.1%減）、営業利益は4億73百万円（前年同期比3.6%減）となりました。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ43億16百万円増加し576億5百万円となりました。主な内容は受取手形及び売掛金の増加27億91百万円、投資有価証券の増加9億49百万円などによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ32億96百万円増加し273億23百万円となりました。主な内容は支払手形及び買掛金の増加34億62百万円などによるものです。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ10億19百万円増加し302億81百万円となりました。主な内容は利益剰余金の増加4億58百万円、その他有価証券評価差額金の増加6億69百万円などによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは14億2百万円（前年同期比1億65百万円の収入増）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益13億50百万円、売上債権の増減額27億90百万円、仕入債務の増減額34億62百万円などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは1億15百万円（前年同期比72百万円の支出減）となりました。これは主に有形固定資産の除却による支出1億10百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは8億7百万円（前年同期比1億92百万円の支出増）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1億38百万円、配当金の支払額4億49百万円などによるものです。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物四半期末残高は前連結会計年度末から4億79百万円増加し79億7百万円（前年同期比11億85百万円増）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の経営陣や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の経営陣が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の属性、大量買付行為の目的、大量買付者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 1)に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和12年に肥料・米・雑穀・小麦粉・飼料等の販売を目的に設立された株式会社湯浅商店を母体とし、食品流通事業として食文化、食生活の変遷と共に多様な商品を取り扱い、また、安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献していくことを経営の基本として事業展開をしてまいりました。

一方、安定した収益を確保するため、昭和42年に不動産の賃貸事業、昭和46年にビジネスホテル事業を開始し、これら3つの事業を中心に、企業価値を向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、食品流通事業においては、千葉県を中核とした首都圏での中堅・中小スーパーを中心とした販売網、きめ細かい対応を行う営業・物流網及び長年にわたって培われた多くの食品メーカー等との信用を背景とした食品（酒類・飲料を含みます。）、業務用食材、自社精米商品並びに小麦粉、油脂、砂糖等の原材料、加えて飼料、畜産物等の豊富な品揃えにあります。ビジネスホテル事業においては、東京都、神奈川県を中心に利便性の高い駅前の好立地に展開するビジネスホテル及び快適な客室を提供する運営ノウハウにあります。不動産賃貸事業においては、JR船橋駅にある大手百貨店が入居する賃貸ビルによる安定収益にあります。

そしてこれらの企業価値の源泉の根幹には、長年にわたって築き上げてきたお取引先、お客様との堅い信頼関係や中長期的な人材育成により培われた従業員の優秀な業務遂行能力及び従業員一人ひとりがその能力を十分に発揮することのできる企業風土があります。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、食品流通事業においては、消費者の生活圏にある中堅・中小食品スーパーを中心にドラッグストア、ホームセンター等への営業を展開するとともに、少子高齢化、人口減少等の構造的変化が進み、食生活も一層多様化する中、常に変化していく顧客ニーズに的確に対応し、物流機能、情報機能、リテールサポート機能等の卸売機能の強化を図っております。また、食品の安全に対する関心が高まる中、お取引先とともに安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献してまいります。

また、総合食品商社として、食品（酒類・飲料を含みます。）、低温食品、業務用商品、飼料畜産、米穀の部門構成の中で、お取引先が必要とする食品のすべての品揃えに応えるフルライン体制を強化するとともに、食品メーカーへ小麦粉、油脂、砂糖等の原材料を販売しそのメーカーの商品を販売する取組み、養豚養鶏の生産者に飼料を販売しその生産物を食肉加工メーカーに販売する取組み等に加え、米穀は自社工場による精米商品の製造を拡充するなど、食に関わる多様なお取引の中で、営業基盤の強化を図っております。

ビジネスホテル事業においては、設備の充実を継続的に行うとともに、接遇の向上を図る中で快適で魅力ある客室を提供しております。また、ビジネス客、観光客等の国内利用に加え、中国・韓国・台湾を中心とする海外からの旅行者の集客に努め、稼働率の維持、向上を図り収益を確保しております。

不動産賃貸事業においては、安定的な収益の確保に努めております。

当社は、これらの事業を3本の柱と位置付けて、食品流通事業を中心に、ビジネスホテル事業、不動産賃貸事業を行う総合食品商社として、安定した業績と健全な財務体質を築くことにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実及び適時かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

また、当社の事業内容は、お取引先から信頼を得ることが経営上の重要事項であります。

そのため、当社は、監査役会設置会社として、取締役が業務執行を直接担当することで、経営者がお取引先との関係をより身近に感じ、経営に反映させることができる会社形態をとっております。

業務執行については、経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月1回開催しており、役付取締役で構成される常務会及び役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を原則毎月2回開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

経営チェック機能としては、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しており、透明性の高い公正な経営監視体制の確立に努めております。

なお、当社は、従来から取締役の解任について、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い、議決権の過半数を有する株主の皆様が株主総会に出席し、かつその議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、いつでもこれを交代させることが可能である、という普通決議によることとしております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社としては、大量買付行為（当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいいます。以下同じとします。）が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（大量買付行為を行いまは行おうとする者をいいます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成29年6月29日開催の当社第46回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを更新いたしました。本プランの有効期間は平成32年3月期に関する定時株主総会終結の時までであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.yuasa-funashoku.com/>）で公表している平成29年5月12日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めています。

2) 新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

4) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施または不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示します。

本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- 2) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- 3) 株主意思を重視するものであること
- 4) 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
- 5) 合理的な客観的要件の設定
- 6) 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- 7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,850,000
計	9,850,000

(注)平成29年6月29日開催の第46回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数は88,650,000株減少し、9,850,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,897,723	4,897,723	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	4,897,723	4,897,723	-	-

(注)1.平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は44,079,508株減少し、4,897,723株となっております。

2.平成29年6月29日開催の第46回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	44,079,508	4,897,723	-	5,599	-	5,576

(注)平成29年6月29日開催の第46回定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は44,079,508株減少し、4,897,723株となっております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,024,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,768,000	44,768	-
単元未満株式	普通株式 185,231	-	-
発行済株式総数	48,977,231	-	-
総株主の議決権	-	44,768	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。
2. 単元未満株式の普通株式には、自己保有株式112株が含まれております。
3. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数は44,079,508株減少し、4,897,723株となっております。
4. 平成29年6月29日開催の第46回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ユアサ・フナシヨク株式会社	千葉県船橋市宮本四丁目18番6号	4,024,000	-	4,024,000	8.22
計	-	4,024,000	-	4,024,000	8.22

(注) 当第3四半期会計期間末の自己保有株式数は、402,871株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,533	7,979
受取手形及び売掛金	13,158	15,949
商品及び製品	1,530	1,828
仕掛品	31	41
原材料及び貯蔵品	608	620
繰延税金資産	75	114
未収入金	3,297	3,525
その他	67	192
貸倒引当金	32	35
流動資産合計	26,270	30,216
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,026	13,008
減価償却累計額	9,691	9,136
建物及び構築物(純額)	4,335	3,871
機械装置及び運搬具	1,942	1,763
減価償却累計額	1,655	1,515
機械装置及び運搬具(純額)	287	247
土地	10,446	10,446
その他	1,436	1,416
減価償却累計額	1,149	1,144
その他(純額)	286	272
有形固定資産合計	15,355	14,838
無形固定資産		
ソフトウェア	49	41
その他	112	106
無形固定資産合計	161	147
投資その他の資産		
投資有価証券	8,755	9,705
長期貸付金	321	303
繰延税金資産	31	77
差入保証金	2,321	2,246
その他	209	208
貸倒引当金	139	139
投資その他の資産合計	11,501	12,402
固定資産合計	27,019	27,388
資産合計	53,289	57,605

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,139	19,601
短期借入金	3,453	3,296
未払法人税等	416	117
賞与引当金	79	20
ポイント引当金	8	7
その他	1,647	1,762
流動負債合計	21,745	24,804
固定負債		
社債	25	20
長期借入金	94	30
繰延税金負債	651	970
退職給付に係る負債	649	852
役員退職慰労引当金	9	4
長期未払金	168	32
厚生年金基金解散損失引当金	9	-
環境対策引当金	23	23
その他	651	584
固定負債合計	2,282	2,519
負債合計	24,027	27,323
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,599	5,599
資本剰余金	5,588	5,588
利益剰余金	15,960	16,419
自己株式	869	871
株主資本合計	26,278	26,735
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,626	3,295
退職給付に係る調整累計額	46	159
その他の包括利益累計額合計	2,579	3,135
非支配株主持分	403	409
純資産合計	29,262	30,281
負債純資産合計	53,289	57,605

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	80,068	82,998
売上原価	71,407	73,973
売上総利益	8,661	9,025
販売費及び一般管理費	7,376	7,569
営業利益	1,285	1,456
営業外収益		
受取利息	15	13
受取配当金	180	156
その他	44	29
営業外収益合計	240	199
営業外費用		
支払利息	23	20
持分法による投資損失	-	17
その他	5	1
営業外費用合計	29	39
経常利益	1,496	1,615
特別利益		
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	19	-
特別利益合計	19	-
特別損失		
固定資産処分損	36	5
減損損失	0	259
特別損失合計	37	264
税金等調整前四半期純利益	1,478	1,350
法人税、住民税及び事業税	438	448
法人税等調整額	30	11
法人税等合計	469	436
四半期純利益	1,008	913
非支配株主に帰属する四半期純利益	27	5
親会社株主に帰属する四半期純利益	981	908

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	1,008	913
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,151	671
退職給付に係る調整額	3	113
その他の包括利益合計	1,147	558
四半期包括利益	2,156	1,472
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,128	1,464
非支配株主に係る四半期包括利益	28	7

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,478	1,350
減価償却費	449	411
減損損失	0	259
賞与引当金の増減額(は減少)	59	58
持分法による投資損益(は益)	0	18
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7	40
厚生年金基金解散損失引当金の増減額(は減少)	19	9
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	4
長期未払金の増減額(は減少)	-	135
貸倒引当金の増減額(は減少)	38	3
受取利息及び受取配当金	195	169
支払利息	23	20
有形固定資産除売却損益(は益)	36	5
売上債権の増減額(は増加)	3,093	2,790
たな卸資産の増減額(は増加)	644	319
その他の資産の増減額(は増加)	265	174
仕入債務の増減額(は減少)	3,795	3,462
その他の負債の増減額(は減少)	166	57
その他	20	9
小計	1,647	1,956
利息及び配当金の受取額	192	168
利息の支払額	23	20
法人税等の支払額	578	702
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,237	1,402
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	185	49
有形固定資産の除却による支出	33	110
投資有価証券の取得による支出	53	3
投資有価証券の売却による収入	0	1
投資有価証券の償還による収入	50	-
貸付金の回収による収入	18	18
その他	15	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	188	115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	32	83
長期借入れによる収入	200	-
長期借入金の返済による支出	188	138
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	3	-
配当金の支払額	449	449
その他	142	136
財務活動によるキャッシュ・フロー	614	807
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	435	479
現金及び現金同等物の期首残高	6,285	7,427
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,721	7,907

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

第3四半期連結会計期間末日満期手形

第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	- 百万円	170百万円
支払手形	-	120

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	6,826百万円	7,979百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	105	72
現金及び現金同等物	6,721	7,907

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	449	10.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

著しい変動がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	449	10.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

著しい変動がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	商事部門	ホテル部門	不動産部門	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	76,524	2,980	563	80,068	-	80,068
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	28	0	39	67	67	-
計	76,552	2,981	602	80,136	67	80,068
セグメント利益	823	536	491	1,850	565	1,285

(注)1. セグメント利益の調整額 565百万円には、のれん償却額 6百万円、各報告セグメントに配分していない
 全社費用 563百万円、その他4百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない
 総務・人事・経理・情報システム部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	商事部門	ホテル部門	不動産部門	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	79,440	3,017	540	82,998	-	82,998
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	26	0	39	67	67	-
計	79,467	3,018	579	83,065	67	82,998
セグメント利益	1,009	583	473	2,066	610	1,456

(注)1. セグメント利益の調整額 610百万円には、のれん償却額 6百万円、各報告セグメントに配分していない
 全社費用 608百万円、その他5百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない
 総務・人事・経理・情報システム部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 「不動産部門」において258百万円の減損損失を計上しております。また、各報告セグメントに配分してい
 ない全社資産において、0百万円の減損損失を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	218円21銭	202円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	981	908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益金額(百万円)	981	908
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,495	4,495

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

ユアサ・フナシヨク株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山崎 清孝 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 小川 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユアサ・フナシヨク株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユアサ・フナシヨク株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。